

環境委員会資料

1 陳情の審査

(1) 陳情第91号 現在整備中の水江町公園や、浮島沖埋立地等における、海釣り施設の併設及び川崎港発展のために、市民、議員、行政、学者、商工会、企業、遊漁船事業者等で構成する協議会設置を求める陳情

資料 陳情第91号 現在整備中の水江町公園や、浮島沖埋立地等における、海釣り施設の併設及び川崎港発展のために、市民、議員、行政、学者、商工会、企業、遊漁船事業者等で構成する協議会設置を求める陳情について

港 湾 局

(令和7年1月31日)

1 施設の概要

(1) 水江町公園

水江町公園は、平成12年度にエコタウン構想に基づく川崎ゼロ・エミッション工業団地と一体として整備された約6,400m²の緑地であり、京浜運河に面し、公園内には、ベンチも設置され、憩いの場となっていた。

その後、平成27年度に港湾緑地として位置付けられ、現在は、臨港道路東扇島水江町線整備事業の現場事務所等が公園内に設置されているため、公園としての利用は休止しているが、今後、公園をリニューアルし、東扇島水江町線の供用開始後に再開する予定である。※現在、駐車場は設置されていない状況だが、今後、設置を検討中。

(ア)



水江町公園



(ウ)

(イ)



浮島1期地区

国土地理院地図（電子国土Web）(<http://maps.gsi.go.jp>)を
もとに港湾局作成

(2) 浮島1期地区

浮島1期地区は、平成8年3月に竣工した約93haの土地であり、首都高速湾岸線や東京湾アクアラインの道路施設以外は、一般市民の立入禁止区域となっている。

また、3方向が海に面しており、周囲には護岸を保全するための消波ブロックが設置され、護岸背後には工事車両等が数多く通行する道路が近接している。

また、埋立工事が実施されている浮島2期埋立地側には、当該工事のための設備等がある。

以上のことから、現状では、釣りのできる適切な場所はない。

2 陳情に関する本市の考え方

①水江町公園や浮島埋立地に海釣り施設を設置することについて

港湾局としては、市民等が海に触れ合える機会は大切であると考えております。現在、限られた対象箇所や本市の財政状況等を踏まえながら、水江町公園など港湾緑地を中心に、安全に釣りのできる場所の選定について検討を進めている。

なお、浮島1期地区については、現状では工事エリアであるとともに安全性等に課題があることから検討の対象外としている。

②川崎港発展のために協議会を設置することについて

本市においては、急激な社会変化が想定される将来においても、有意な役割を果たすことができるよう、新たな川崎港の将来の姿を設定するとともに、その実現に向けた取組の方向性等を示すことを目的に、令和5年度に川崎港長期構想を改訂したところである。その上で、将来の川崎港について、学識経験者、港湾関係者、市民等の御意見等を踏まえた議論を行っていることから、現時点では、陳情にあるような新たな協議体を設置する考えはない。

引き続き、川崎港の将来像の実現に向け、市民の皆様の御意見等をいただきながら、必要な施策を進める。